

第5期
とちぎの農業・農村
男女共同参画ビジョン

～パートナーシップで築く豊かで魅力ある
持続可能な農業・農村の実現をめざして～

栃木県農政部
令和3(2021)年3月



はじめに

栃木県では、農業・農村における男女共同参画を図るため、平成13(2001)年3月に「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」を策定しました。その後、時代に対応したビジョンの策定を重ね、様々な施策を展開してきました。

この間、農業者の皆様や関係機関・団体と力を合わせ、目標実現を目指した継続的な取組を進めてきました。その結果、家族経営協定の締結増加数や農業委員に占める女性の割合は全国トップレベルの成果を果たし、女性の経営参画や社会参画が大きく進展しました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根強く存在し、女性の活躍の機会を制限していることから、今後も農業・農村社会における男女共同参画意識の啓発を切れ目なく行っていくことが必要です。

このような中、県では、農業振興の基本方針である栃木県農業振興計画「とちぎ農業未来創生プラン」や男女共同参画推進にむけた「とちぎ男女共同参画プラン〔5期プラン〕」を踏まえて、「第5期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」を策定しました。

このビジョンにおいては、女性の意識と能力の向上はもとより、男性の意識変革を具体的な行動につなげる取組を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進していきます。また、女性農業者が主役となり、個別経営や地域農業の課題解決に向け、具体的なアグリビジネスの創出に結び付けるための支援を行うとともに、そのロールモデルを広く情報発信し、農業・農村への関心を高め、女性農業者の増加を目指すこととしています。

県では、本ビジョンをもとに、農業・農村の男女共同参画が更に一歩前進し、パートナーシップで築く豊かで魅力ある持続可能な農業・農村が実現されるよう、農業者や関係機関・団体の皆様と一体となり各種施策を推進してまいります。関係者の皆様には、それぞれの分野でのより一層の取組をお願いいたします。

結びに、本ビジョンの策定にあたり貴重なご意見をいただいた検討委員の方々をはじめ関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3（2021）年3月

目次

第1章 ビジョン策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 性格と役割	1
3 推進期間	1

第2章 ビジョンの基本的な考え方

1 基本理念	2
2 とちぎの農業・農村がめざす 男女共同参画の姿	3
◇農業者個人の男女共同参画の姿	
◇農家生活・農業経営における男女共同参画の姿	
◇農村社会における男女共同参画の姿	

第3章 ビジョンの体系及び基本目標と推進方策

1 ビジョンの体系	4
2 基本目標及び推進方策	6
〈基本目標1〉輝く女性農業者の活躍	6
〈基本目標2〉男女共同参画実現による 農業経営の発展	10
〈基本目標3〉男女が共に活躍する持続可能な 農村社会の実現	14

付属資料	18
------	----



第1章

～ビジョン策定にあたって～

1 策定の趣旨

本県の農業就業人口は年々減少しているとともに、65歳以上の基幹的農業従事者が約7割を占め、高齢化が進行している中で、特に若い世代の女性の基幹的農業従事者が大幅に減少しています。

このような中、本県農業の発展を図り、豊かで魅力ある持続可能な農業・農村を実現するためには、男女が働きやすく暮らしやすい農村社会を形成することが重要であり、地域をリードする女性農業者を育成し、多様な意見を農業・農村の方針決定の場で反映させる必要があります。

国は、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」「食料・農業・農村基本法」を制定し、これを受けて「農山漁村男女共同参画推進指針」を定めました。また、新たな「食料・農業・農村基本計画」(令和2(2020)年3月閣議決定)では、女性農業者が能力を最大限に発揮できる環境整備について明記し、女性農業者の増加を目指す取り組みを展開することとしています。

本県においては、平成7(1995)年2月に、農村女性の地位向上と能力発揮を図るため、「栃木県農村女性ビジョン」を策定しました。その後、第1期から第4期「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」を策定し、「パートナーシップで築く豊かで活力ある農業・農村の実現」に向けて様々な施策に取り組んできました。

その結果、男女共同参画に係る各種表彰事業における受賞や女性の経営参画や社会参画が着実に進むなど、数多くの成果を上げました。その一方で、男性も女性も問題意識を持ちながら具体的な行動に至っていないことや、次代を担う女性農業者の育成・確保などについて、より一層の対応が求められています。

このため、令和3(2021)年度からの5か年間において、個人、生活・経営、農村社会の様々な場面で男女が共に能力を発揮し、魅力ある持続可能な農業・農村の実現に向けた男女共同参画社会の形成がより一層進むよう、第5期ビジョンを策定します。

2 性格と役割

このビジョンは、本県の農業・農村における男女共同参画の基本指針として施策の基本的な方向を明らかにするものであり、栃木県農業振興計画「とちぎ農業未来創生プラン」や、「とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕」を踏まえて策定するものです。

また、本ビジョンは、農業者、市町、関係農業団体等が役割分担と相互連携を図り、各々が主体的に取り組むための活動指針とします。

3 推進期間

このビジョンの推進期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年間とします。

第2章

～ビジョンの基本的な考え方～

1 基本理念

「第5期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」は、男女共同参画社会基本法の5つの理念に基づき、男性も女性も農業・農村の様々な場面に共に参画できる「パートナーシップで築く豊かで魅力ある持続可能な農業・農村の実現」を目指します。

男女共同参画社会基本法の5つの理念

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による不平等をなくし、「男」、「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきます。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別役割分担意識にとらわれず、男女が、様々な活動ができるよう、社会制度や慣行のあり方を考えていきます。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにします。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は共に家族の構成員であり、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにします。

5 国際的協調

男女共同参画社会づくりのためには、国際社会と共に歩むことが大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきます。

また、本ビジョンに基づく各種取組により、持続可能な開発目標「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとする様々なゴールの実現に貢献します。



※持続可能な開発目標 (SDGs) とは 2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます (外務省HPより)。



2 とちぎの農業・農村がめざす男女共同参画の姿

男女共同参画による新しい農村型ライフスタイルのイメージ

- ① 男女とも農業者個人として個性や能力を発揮し、豊かな人間性を保ちながら、個人が大切にされ、地域の中で多様な人材が活躍し、協力し合う暮らし方をしています。
- ② 恵まれた自然の中で、男女とも夢と目標を持ち、農業経営の発展をめざし時間的・空間的・精神的・経済的にバランスのとれた魅力ある暮らし方をしています。
- ③ 農業・農村の様々な場面で、男女が自らの意思に基づき個性と能力を発揮し、持続可能な農業・農村社会の形成を実現しています。

農業者個人の
男女共同参画の姿

農家生活・農業経営に
おける男女共同参画の姿

農村社会における
男女共同参画の姿

1 農業者個人の男女共同参画の姿

- ◆男女とも自信と誇りと責任をもち、互いに認め合い、自己実現を図っています。
- ◆子供たちが将来、農業を職業として選択するように、男女が夢と目標を持ち、能力を発揮し、魅力ある姿を伝えています。

2 農家生活・農業経営における男女共同参画の姿

- ◆女性が農業経営の中で新たなチャレンジを行い、責任を持ちながら農業経営の発展を目指します。
- ◆家族経営や企業経営等の中で農業経営に従事する男女が、円滑なコミュニケーションのもとに共通の目標と経営方針を共有し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら、農業経営の発展を目指します。

3 農村社会における男女共同参画の姿

- ◆固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に基づく習慣等が解消され、農村社会のあらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして参画し、誰もが住みよさを実感できる豊かで魅力ある持続可能な農村社会が実現しています。

第3章

～ビジョンの体系及び基本目標と推進方策～

1 ビジョンの体系

(1) ビジョンの概要

【基本理念】

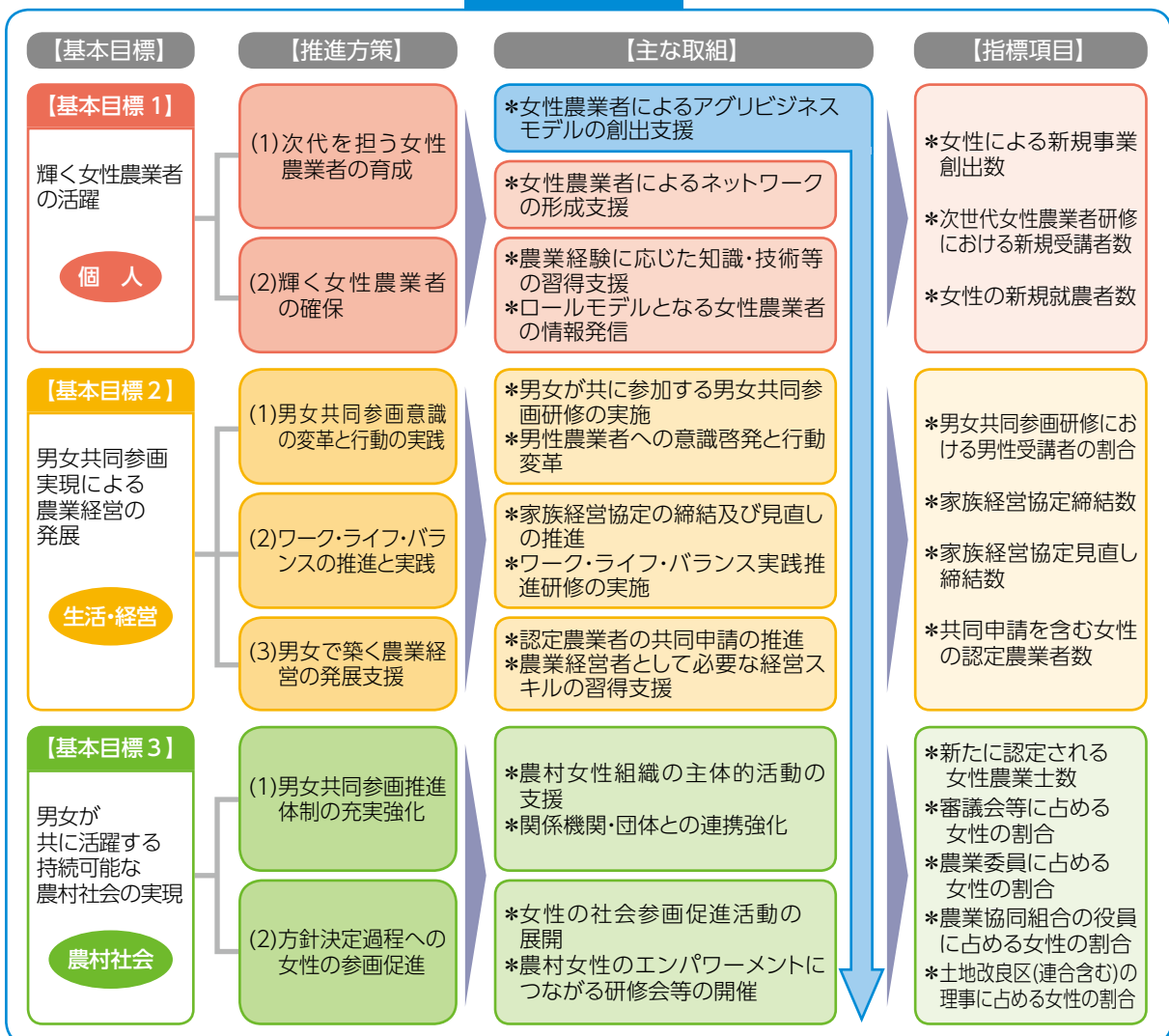
男性も女性も農業・農村の様々な場面に、共に参画できる「パートナーシップで築く豊かで魅力ある持続可能な農業・農村の実現」を目指します。

【農業・農村が目指す男女共同参画の姿】

農業者個人の
男女共同参画の姿

農家生活・農業経営に
おける男女共同参画の姿

農村社会における
男女共同参画の姿



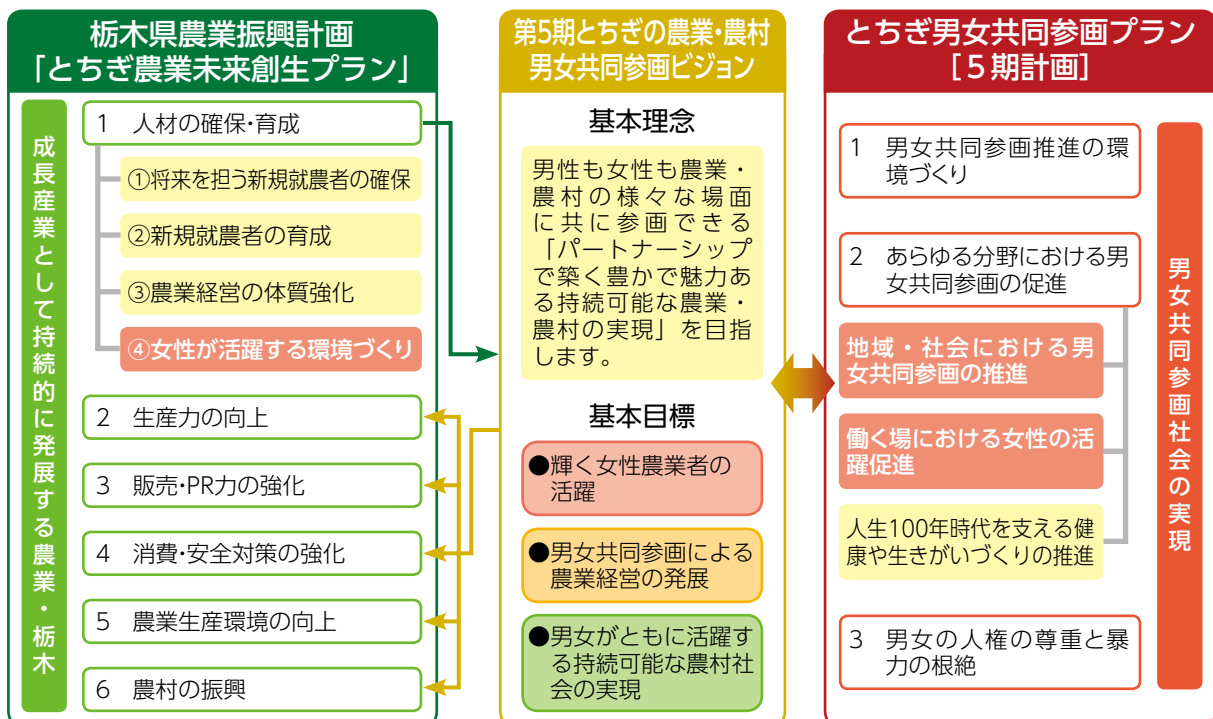
第3章 ビジョンの体系及び基本目標と推進方策



(2) 関係機関等の役割



(3) 他の計画との関連



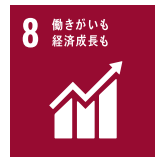
2 基本目標及び推進方策

(1) 基本目標 1 輝く女性農業者の活躍

女性の新規就農や積極的な経営参画に向けた新たなアグリビジネスモデルを生み出す機会を設けるとともに、ロールモデルとなる女性農業者の姿を発信し、新たな女性農業者の確保につなげます。

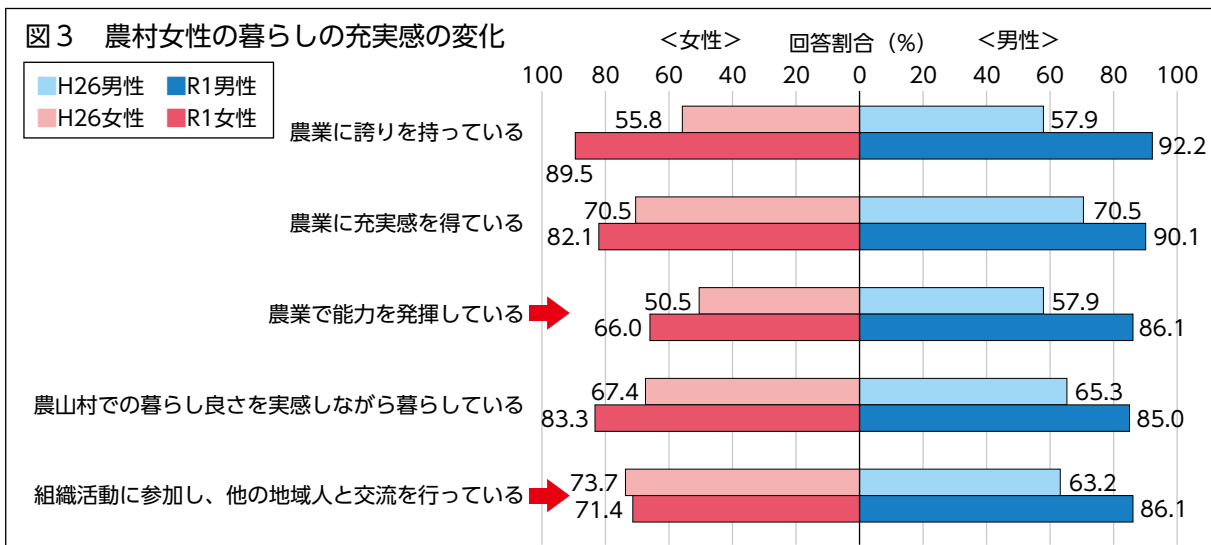
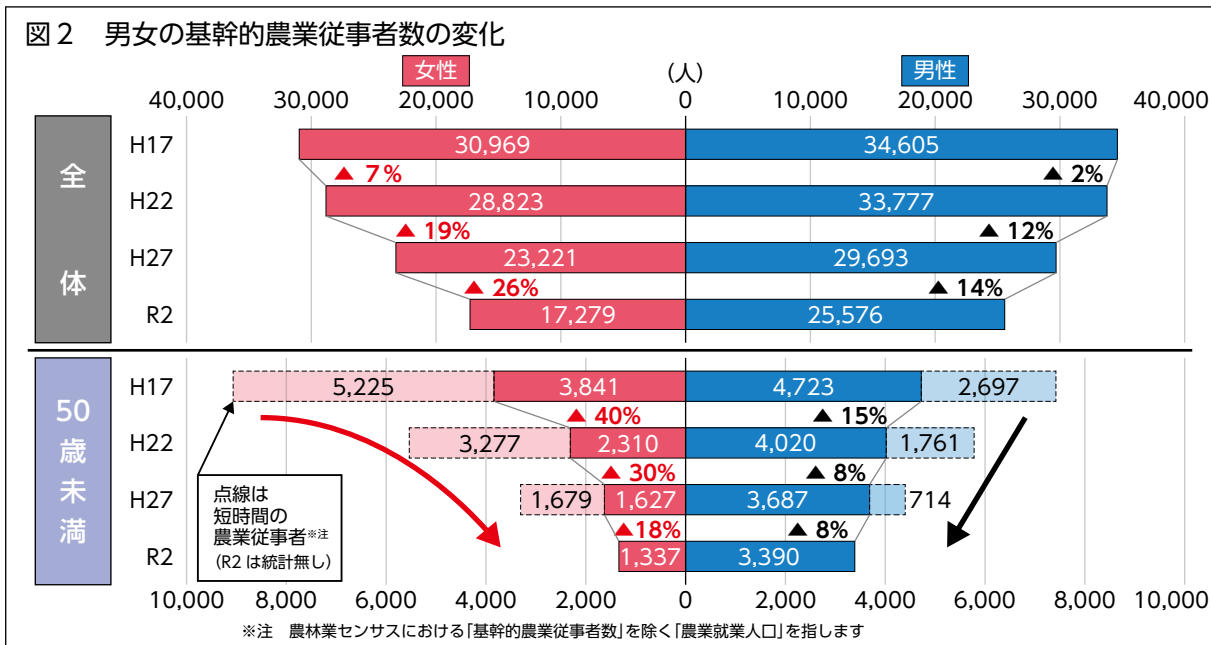
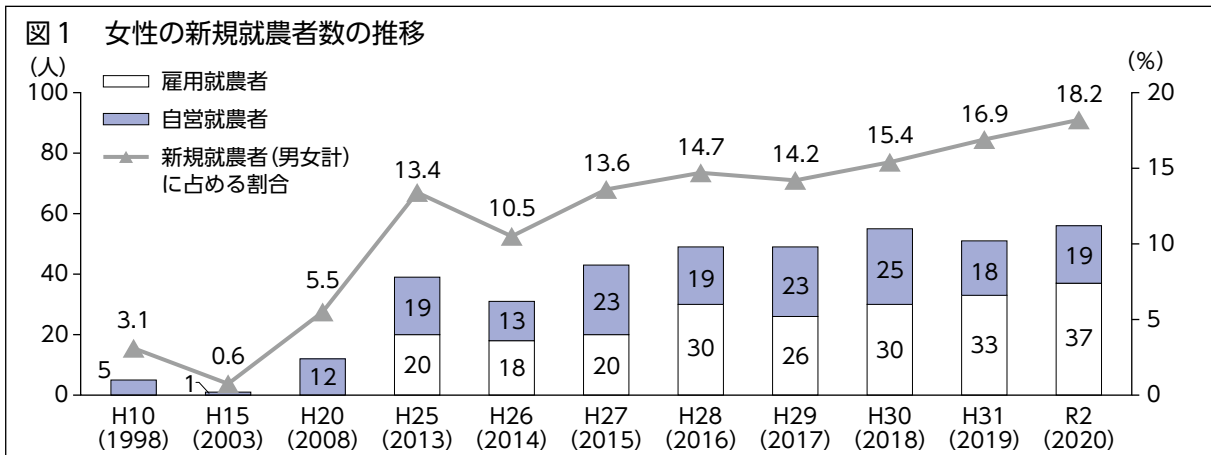
推進方策	指標項目	現状(R1時点)	目標 (R7)	備考
次代を担う女性農業者の育成	女性による新規事業創出数	—	15 件	各項目 5 年間累計
	次世代女性農業者研修における新規受講者数	—	200 人	
輝く女性農業者の確保	女性の新規就農者数	56 人 / 年	300 人	

SDGs 関連項目



1 現状

- ◆女性の新規就農者（自営就農者と雇用就農者の合計）は、令和2年度時点で全体の18.2%を占めており、年々割合が増加傾向にあります（図1）。
- ◆一方、本県の男女の基幹的農業従事者数の変化を見ると、特に50歳未満の若い世代の女性が、男性に比べて大幅に減少していますが、自営農業において手伝いなどで短時間農業に従事している女性は、男性に比べて多い傾向にあります（図2）。
- ◆「農業に誇りを持っているか」など、農村女性の暮らしの充実感について、5年前の調査値よりも増加しており、農村での暮らしについて高い満足度を得ています（図3）。
- ◆しかし、「農業で能力を発揮しているか」、「組織活動に参加し、他の地域の人と交流を行っているか」という設問について、女性は男性よりも低い値を示しています（図3）。
- ◆とちぎ農業女子プロジェクト活動によって女性農業者の県域ネットワークが形成され、新たなチャレンジや個々の経営発展につながった事例も生まれています。



※出典 図1：栃木県農政部 新規就農者調査結果(R2実施)より
 図2：農林水産省大臣官房統計部 2005 農林業センサス～2020 農林業センサス結果より
 図3：栃木県農政部 とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検証に係るアンケート結果より(H26、R1年度実施)

2 課題

- ◆特に若い世代の女性の基幹的農業従事者が減っており、持続的な地域農業の発展のためには、新たに農業を始めたいと考える女性を増やす必要があります。
- ◆地域との交流や、女性農業者の活発な活動に関する好事例を共有できる場を設け、その取組や経験を波及・継承する環境づくりが必要です。
- ◆女性も農業において十分に能力を発揮し、やりがいを得られるよう経営参画のレベルや就農形態に応じた支援が必要です。
- ◆女性農業者が、更なる経営の発展や新たな取組にチャレンジできるよう、農業経営に関する高度な知識や情報を習得する機会が必要です。
- ◆とちぎ農業女子プロジェクトなどによる、女性の新たな発想と取組をととした個別経営の発展に加え、今後は地域の農業をリードする女性農業者の育成が必要です。



とちぎ農業女子プロジェクト県域交流会



県庁 de 愛ふれあいマルシェ



夫婦で地域農業について学ぶ講座



農業経営に関する知識や技術を学ぶ講座



3 推進方策

(1) 次代を担う女性農業者の育成

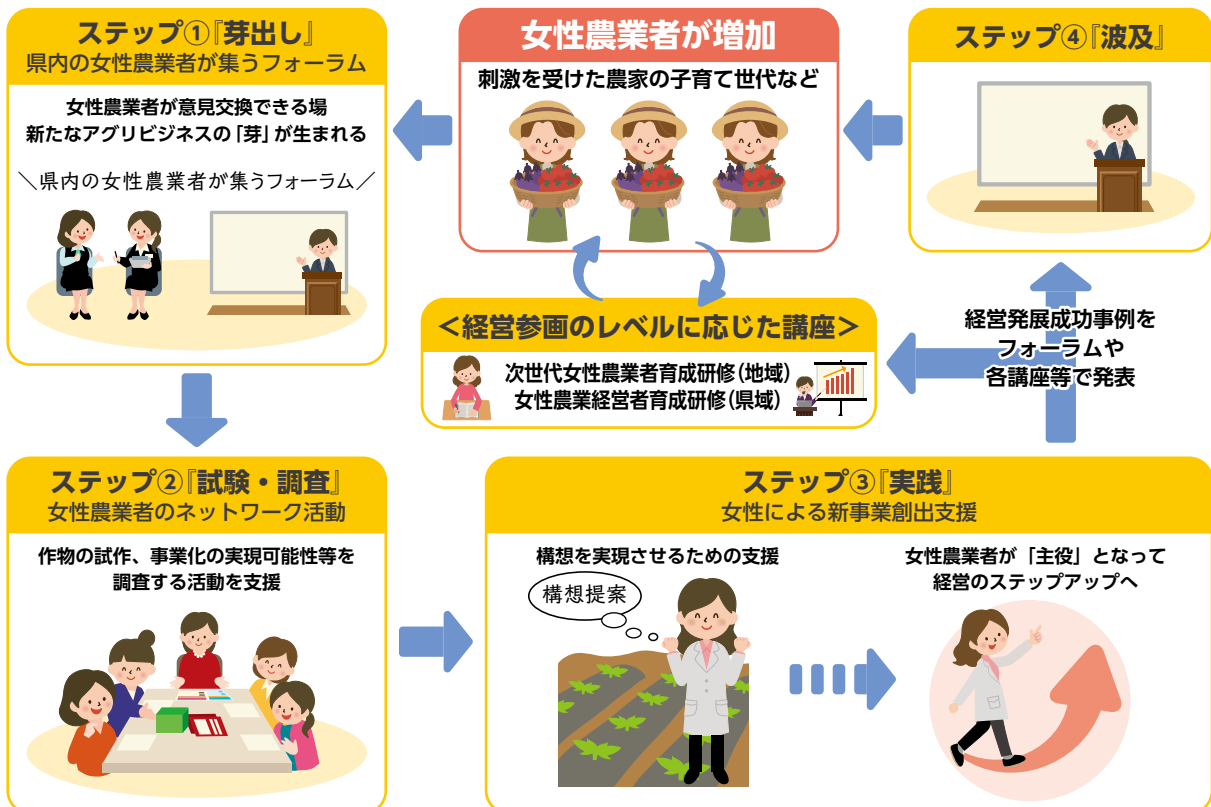
[主な取組]

- * 幅広い世代・様々な立場の女性農業者や、異業種で活躍する人材などが交流できる機会を設置し、ノウハウの波及・継承や新たな事業構想の話し合いを推進します。
- * とちぎ農業女子プロジェクトなど女性農業者ネットワーク等の取組を発展させるため、新たな作物・作型・栽培方法等の導入試験など事業化に向けた調査活動を支援します。
- * 6次産業化の推進に加え、女性農業者が主役となり、子育て世代なども取り組むことができる、農産物の生産を主軸にした新たなアグリビジネスモデルの創出を支援します。

(2) 輝く女性農業者の確保

[主な取組]

- * ロールモデルとなる女性農業者の姿を発信し、農業・農村への関心と理解を高め、新たに農業を始めたいと思う女性を確保するとともに、自らの意思で経営参画する女性の増加を図ります。
- * 結婚を機に就農した者、農家の後継者として就農した者や雇用就農した者など、多様な形態で新たに農業に携わる女性が、農業経営・農村生活に必要な基礎的な知識技術の習得を支援します
- * 農業経営に関する専門性の高い知識を習得する機会を設け、地域の農業をリードする女性農業者を育成します。



(2) 基本目標 2 男女共同参画実現による農業経営の発展

生活・経営における男女共同参画の実現に向けて、男女の意識と行動の変革・実践を図るとともに、家族経営協定の締結や女性農業者による経営改善への取組などを推進し、農業経営の発展を目指します。

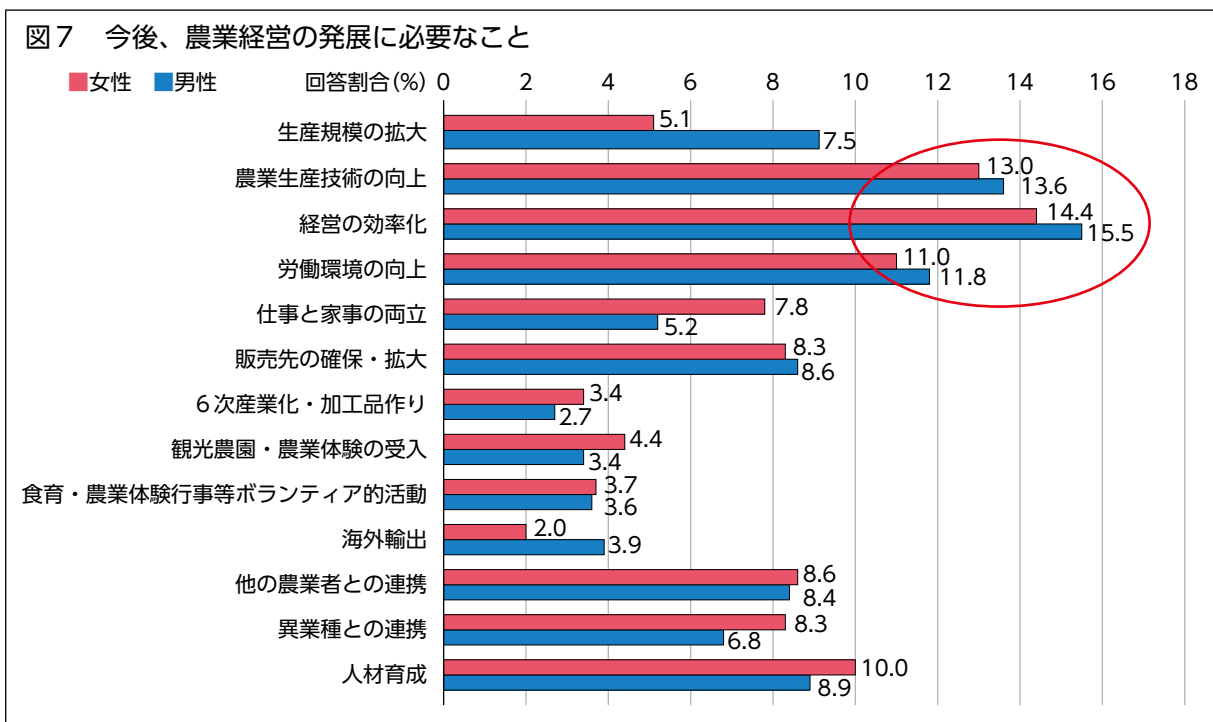
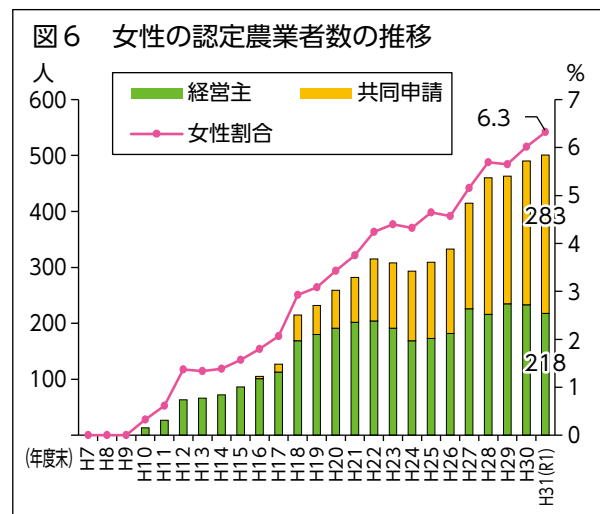
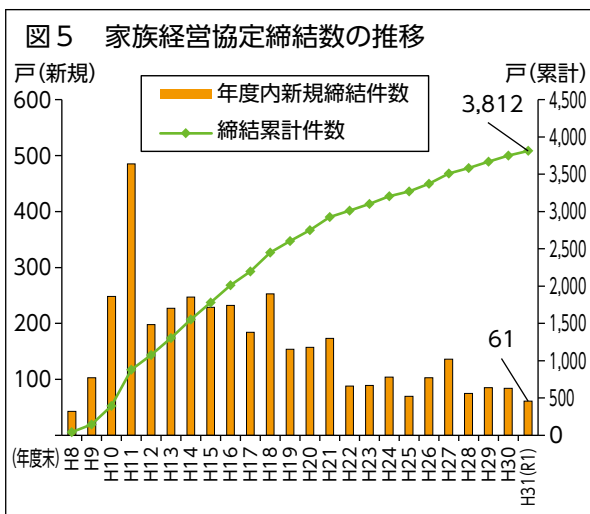
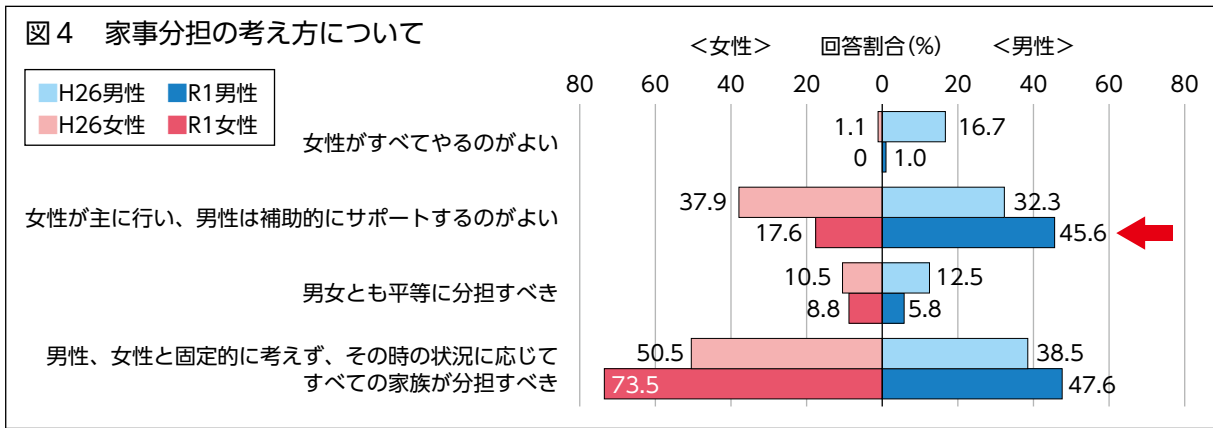
推進方策	指標項目	現状(R1時点)	目標 (R7)	備考
男女共同参画意識の変革と行動の実践	男女共同参画研修における男性受講者の割合	—	20%	
ワーク・ライフ・バランスの推進と実践	家族経営協定締結数	3,812 戸	4,800 戸	(内閣府)第5次男女共同参画基本計画記載指標
	家族経営協定見直し締結数	414 戸	800 戸	H18～R1 累計 414 戸
男女で築く農業経営の発展支援	共同申請を含む女性の認定農業者数	501 人	800 人	(内閣府)第5次男女共同参画基本計画記載指標 認定農業者目標値 8,000 人の 10%

SDGs 関連項目



1 現状

- ◆男性主体組織に向けて男女共同参画推進に関する研修会等を実施したところ、一定回数研修を実施することができ、男性農業者に対する男女共同参画の啓発を行うことができました (P20 付属資料参照)。
- ◆家事分担の考え方について調査したところ、男女ともに状況に応じて家事を分担すれば良いと回答する者が5年前に比べて増えています。一方で、半数近い男性農業者が「女性が主に行い、男は補助的にサポートするのが良い」と回答しており、家事等の固定的な役割分担意識が残っています。(図4)
- ◆家族経営協定締結の締結数は年々増加しており、農業経営における役割分担等についての取り決めが話し合われています。(図5)
また、女性の認定農業者数についても増加し続けており、平成31(2019)年3月時点で全体の6.3%が女性の認定農業者であり、女性の経営参画が進んでいます。(図6)
- ◆「今後、農業経営の発展に向けて必要だと思うこと」を調査したところ、男女ともに経営の効率化や農業生産技術の向上、労働環境の向上と回答する者が多い傾向にあります。(図7)

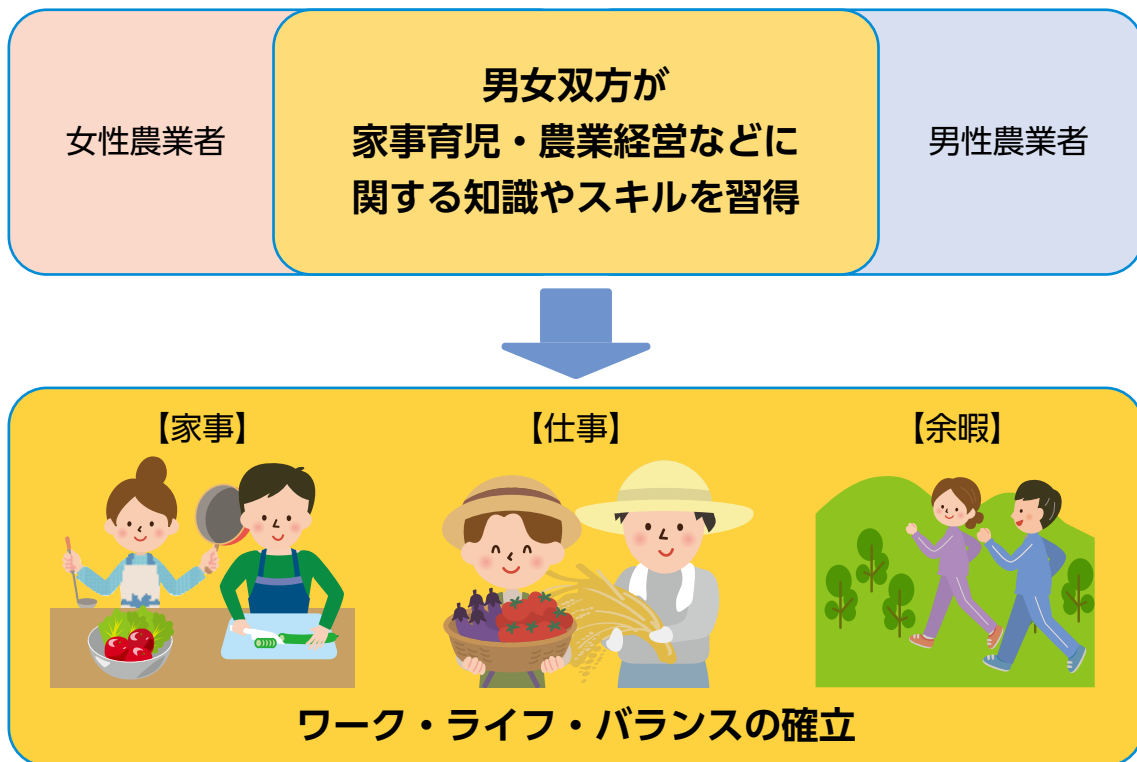


※出典 図4及び7：栃木県農政部 とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検証に係るアンケート結果より (H26、R1年度実施)
 図5：農林水産省経営局・栃木県農政部 家族経営協定に関する実態調査結果より (R2実施)
 図6：栃木県農政部 認定農業者調査結果より (R2実施)

2 課題

- ◆男女共同参画による農業経営の発展が、農村の活性化につながることを、男女双方に認識されるよう、より一層の理解促進と意識の向上を図ることが必要です。
- ◆固定的性別役割分担意識にとらわれることなく活躍できるよう、家事、育児や農業経営の役割分担について、男女双方の意識と行動の変革を図る必要があります。
- ◆家族経営協定の新規締結数や見直し締結が増加している中で、締結の意義を十分に理解するため、家族間で定期的な話し合いを行い、経営発展に資する内容を盛り込んだ締結が必要です。
- ◆女性の認定農業者は増加している一方で、全体の6.3%にとどまっていることから、女性の農業経営への参画を推進し、活躍する女性農業者を育成する環境が必要です。

農業・農村のワーク・ライフ・バランス実現のイメージ



■ ワーク・ライフ・バランス＝「仕事と生活の調和」

■ ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であり、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な生き方が選択できる社会とされています。

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章】



3 推進方策

(1) 男女共同参画意識の変革と行動の実践

[主な取組]

- * 男女が共に参加する男女共同参画の意識啓発を図る研修を行います。
- * 女性農業士や農村女性組織の主体的活動を通じて意識啓発を進めます。
- * 認定農業者協議会や生産部会など、男性が主体となっている組織への意識啓発を行います。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進と実践

[主な取組]

- * 家族経営協定の新たな締結やライフステージごとの定期的な見直しに向けて、農業経営の方針や計画、暮らしの現状と経営継承など将来像についての話し合いを推進します。
- * さらに、休日の設定、労働時間の取り決め、家事・育児・介護の分担など実効性・具体性を意識し、経営発展や経営戦略の確立に資する取組を推進します。
- * ワーク・ライフ・バランス、農業の働き方改革の実現に向け、男女双方が農業経営や家事などに関する知識やスキルを習得する研修を行います。

(3) 男女で築く農業経営の発展支援

[主な取組]

- * 女性が農業経営者として、また、農業経営の部門責任者として能力を発揮できるよう、経営管理能力の習得・栽培技術向上を支援するとともに、更なる経営発展を促します。
- * 収益の分配や経営方針決定への女性の参画等が記載されている家族経営協定の締結と一体的に夫婦等による認定農業者の共同申請を推進するとともに目標達成に向けた支援を行います。

経営発展につながる家族経営協定の締結推進

定期的な家族会議

◎息子・娘の就農、結婚、出産などライフステージごとに家族経営協定の新規・見直し締結をします。



休日、労働時間、賃金、家事・育児・介護の役割分担、将来設計などを書面に「見える化」することで認識を共有しましょう。

女性農業者による経営改善への取組促進

認定農業者の共同申請

◎パートナーと共に経営改善について意見を交わし、計画を申請。将来のビジョンを共有します。



男女がともに認定農業者として活躍

◎パートナーと共に、またはどちらか一方が認定農業者向けの研修会や会合に参加する機会を得ることで、農業に関する知識や技術を習得でき、お互いの自己実現につながります。



(2) 基本目標3 男女が共に活躍する持続可能な農村社会の実現

男女共同参画推進体制をより一層強化し、農村社会での方針決定の場に男女が共に参画し、様々な場面で多様な意見を反映させ、魅力ある持続可能な農村社会の形成を進めます。

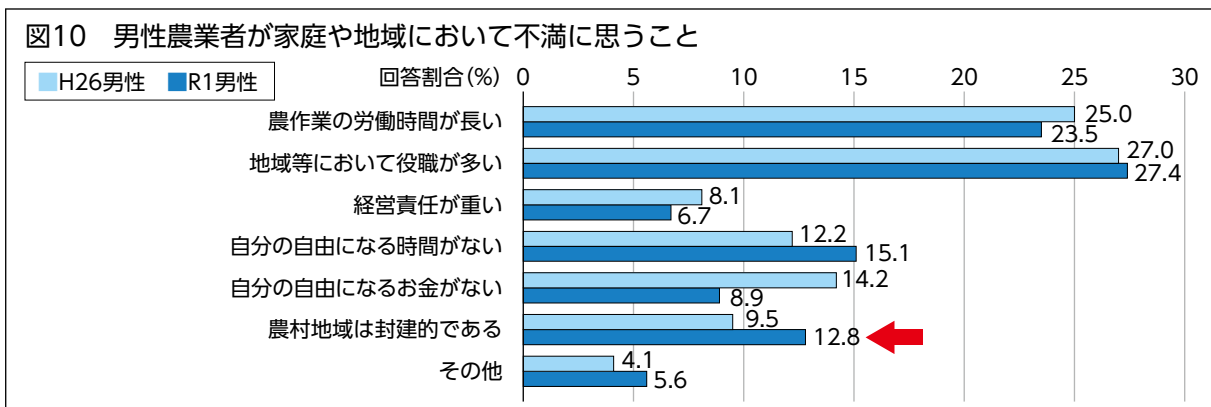
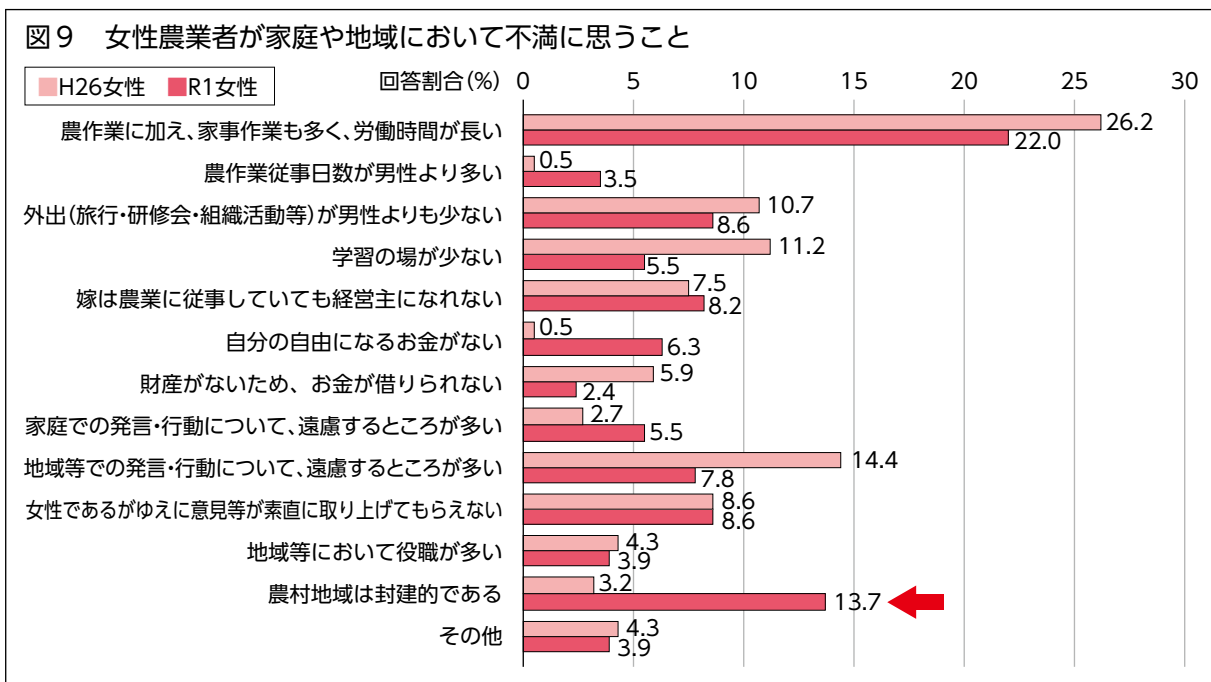
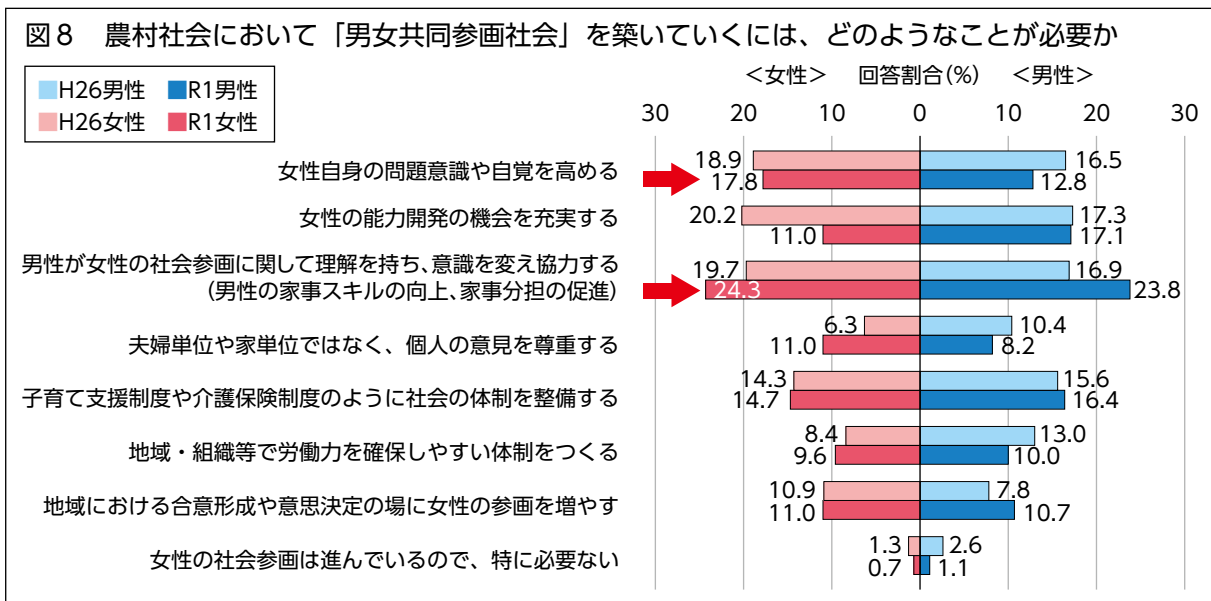
推進方策	指標項目	現状(R1時点)	目標 (R7)	備考
男女共同参画推進体制の充実強化	新たに認定される女性農業士数	17人 (※H28～R2累計)	25人	5年間累計
方針決定過程への女性の参画促進	審議会等に占める女性の割合	(県)37.9% (市町)22.9%	(県)40.0% (市町)35.0%	とちぎ行革プラン2021記載指標 とちぎ男女共同参画プラン[5期計画]記載指標
	農業委員に占める女性の割合	19.79%	30.0%	(内閣府)第5次男女共同参画基本計画記載指標 ※土地改良区の理事に占める女性の割合は新たな指標
	農業協同組合の役員に占める女性の割合	6.96%	15.0%	
	総代 //	5.24%	15.0%	
	正組合員数 //	21.35%	30.0%	
土地改良区(連合含む)の理事に占める女性の割合	0.27%	10.0%		

SDGs 関連項目



1 現状

- ◆男女共同参画社会を築くためには、「男性が女性の社会参画に関して理解を持ち、意識を変え協力する」、「女性自身の問題意識や自覚を高める」と回答する者が多い傾向にあります。(図8)
- ◆農村女性のリーダー育成や女性の社会参画推進活動を積極的に行った結果、農業委員など方針決定過程への女性登用が進みましたが、農業協同組合の役員に占める女性の割合は一定数にとどまっています (P20 付属資料参照)。
- ◆女性は「仕事と家庭で労働時間が長い」こと、男性は「地域などにおいて役職が多い」「農作業の労働時間が長い」ことへの不満が高い状況で、5年前と同じ傾向が見られます。(図9、10)
- ◆一方、「農村地域は封建的である」との回答が男女ともに5年前より増加しており、多様な意見が政策決定などに反映されづらいことに不満を感じる農業者が増えてきています。(図9、図10)



※出典 図8～図10：栃木県農政部 とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検証に係るアンケート結果より (H26、R1年度実施)

2 課題

- ◆女性農業士や農村女性会議が中心となって、男女共同参画推進体制を一層強化する必要があります。
- ◆女性が活躍し、暮らしやすい魅力ある農村社会にするため、女性が地域の方針策定に参画し、多様な声を反映させていく必要があります。
- ◆家庭や地域の中で女性が活躍する農村社会を実現するため、男性は女性の社会参画に対して理解を深める必要があります。
- ◆男女が農業・農村の様々な場面で共に能力を発揮するため、女性農業者が自らの意識と能力を高めて行動していく必要があります。



栃木県女性農業士制度発足 20 周年記念大会



知事と語ろう！「とちぎ元気フォーラム」



栃木県農村女性トップリーダー懇談会



女性農業委員登用要請活動





3 推進方策

(1) 男女共同参画推進体制の充実強化

[主な取組]

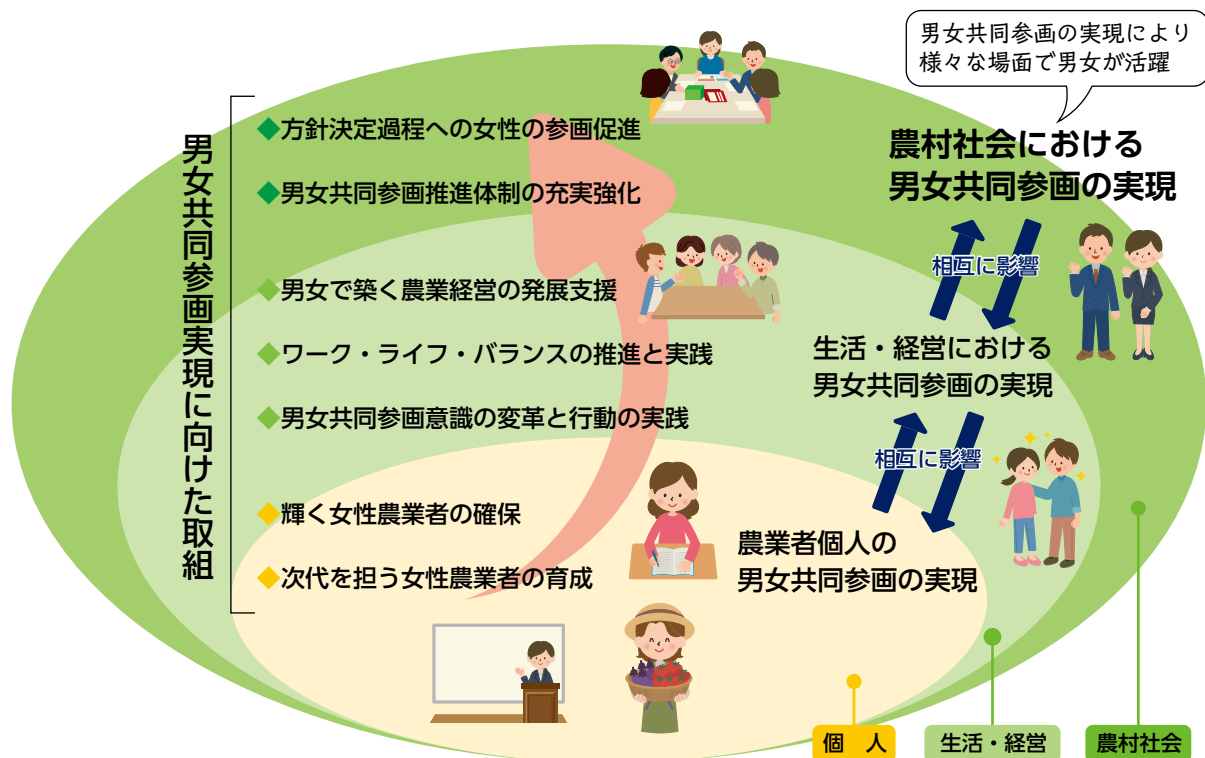
- * 男女共同参画を地域に広く浸透させるため、農村女性会議や女性農業士会をはじめとする農村女性組織の主体的活動と構成団体との横の連携強化をより一層支援します。
- * 県、市町、JA 等関係機関・団体の連携を強化し、男女共同参画推進体制の充実を図ります。

(2) 方針決定過程への女性の参画促進

[主な取組]

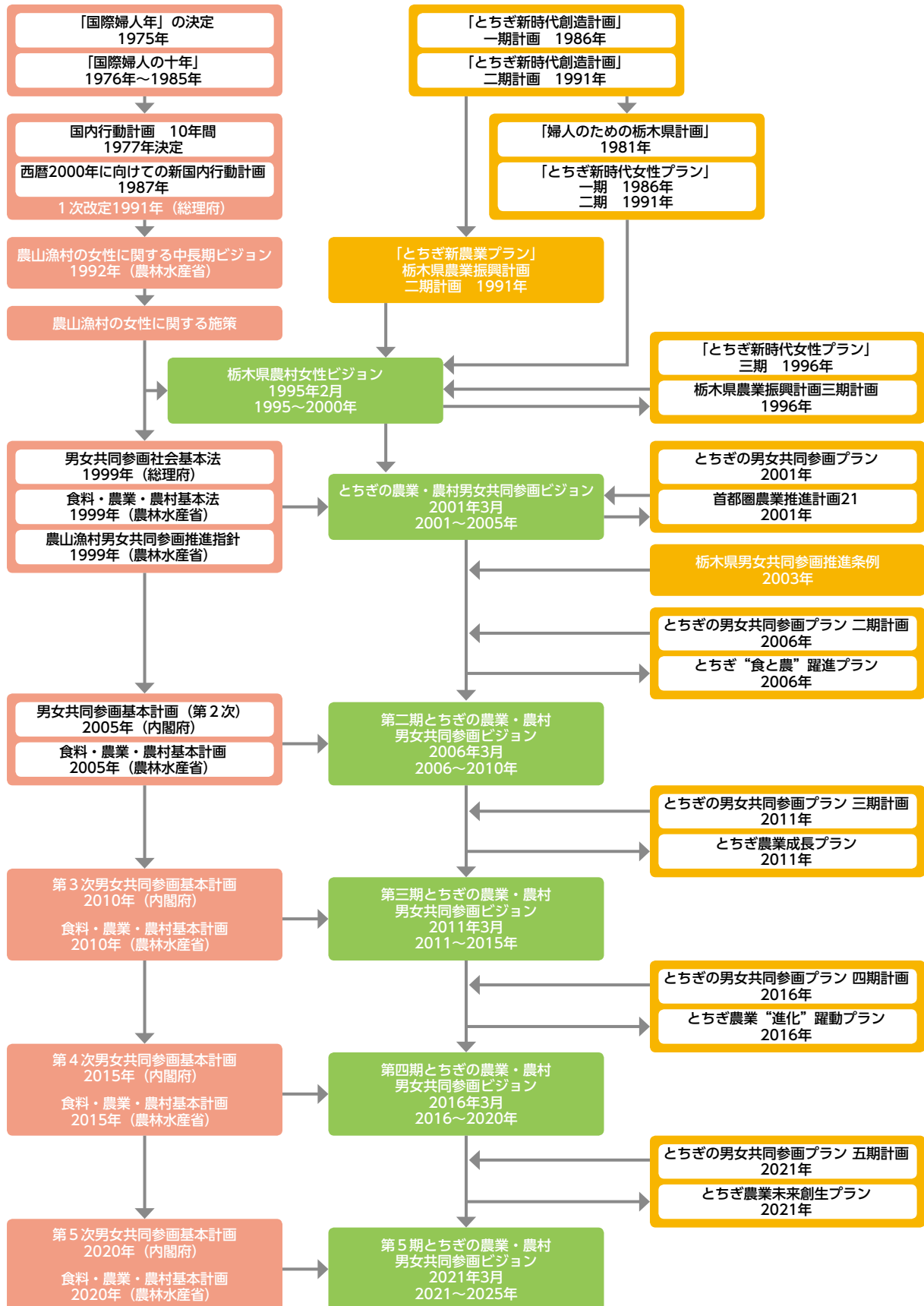
- * 農村女性会議が推進母体となり、女性農業者が積極的に発言し行動できるよう、研修会や講習会を通じた社会参画促進活動を展開します。
- * 農村女性会議などが中心となって、各市町農業委員の女性の登用について理解促進を図る要請活動を行います。
- * 農村女性組織と男性主体組織の話し合いの場を設けることで、男女共同参画に関する理解促進を図り、方針決定過程への女性の参画を進めます。

農村社会における男女共同参画実現のプロセス



個人を起点に生活・経営、農村社会における男女共同参画を実現することで相互に影響を与え、様々な場面で男女が活躍する、魅力ある持続可能な農村社会が形成されます。

ビジョン諸計画等との関連





農山漁村における男女共同参画推進に関する法令等

◇男女共同参画社会基本法 (H11.6) [平成 11 年 法律第 78 号] (抜粋) 平成 11 年 6 月 15 日

衆議院本会議において男女共同参画社会基本法案が可決・成立し、6 月 23 日に公布・施行された。男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に、責任を担うべき社会である。

男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することが緊要であり、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが本基本法の目的である。

◇第 5 次男女共同参画基本計画 (令和 2 年 12 月 25 日 閣議決定) (抜粋)

我が国は、長期の人口減少過程に入っており、特に地方部においては、深刻な人口流出や少子高齢化に直面し、今後とも、人口減少が続いていくと見込まれる。まち・ひと・しごと創生法に記載されているように、「将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要」（第 1 条）である。

近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大しており、また、地方の都市部に周辺の地域から人口が流入する状況もみられる。安心して暮らすために十分な所得とやりがいを得られる仕事ができ、家族を形成しやすく、暮らしやすい、女性にとって魅力的な地域を作っていくためには、持続可能な地域社会の発展は望めない。

地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的や理由として、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられている。その背景として、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しており女性の居場所と出番を奪っていることや、地方の企業経営者や管理職等の理解が足りず女性にとってやりがいを感じられず働きにくい環境であること、女性も男性も問題意識を持ちながらも具体的な行動変容に至っていないことなどが考えられる。

一方、これまで地方との関わりが少なかった都市部の人が地方の価値や魅力を再認識し、都市と地方を往来したり、地方に定住したりするなど、「田園回帰」の動きも見られ、移住や定住、地域おこし協力隊などで地方と関わる都市部の女性は増加している。また、新型コロナウイルス感染症の影響により特に東京圏に住む人の地方移住への関心が高まっているとともに、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、地方の女性の働き方に関する新たな可能性ももたらされている。こうした意識や行動の変化を踏まえ、地方との関わりを希望する女性の積極的な受入れや地方の女性の多様で柔軟な働き方を支えるための環境整備が重要である。

地域経済を支えている中小企業・小規模事業者は、生産年齢人口が減少していく中で人手不足に直面している。地域における男女共同参画・女性活躍の推進は、優秀な人材の確保・定着につながり、地域経済の持続的な発展にとって不可欠である。

また、就農人口が減少する中で、都市部への女性の流出が続いているとともに、基幹的農業従事者に占める女性の割合は低下傾向にある。これまでも女性が新たな発想と取組で農林水産業分野の活性化に取り組んできた。農林水産業の持続性を確保するためには、女性の活躍に向けた支援が欠かせない。

地域活動については、都市部・地方部を問わず、担い手の確保や高齢化が課題となっている。また、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要である。そうした観点から、地域活動の担い手が、性別や年齢等で多様であること、また、性別や年齢等により役割が固定化されることがないことが重要である。

このため、地方公共団体、地域社会、経済界や労働界、農林水産団体、女性団体等と密に連携して、地域に根強い固定的な性別役割分担意識等を解消し、地域づくりやまちづくり、働く場など、様々な場面において、女性の意見を取り入れ、反映するとともに、意思決定過程への女性の参画を促進する。これらを通じ、公正で多様性に富んだ活力ある地域社会を構築していく。

◇食料・農業・農村基本法 (H11.7) [平成 11 年 法律 106 号] (抜粋)

(女性の参画促進)

第 26 条 国は男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

◇食料・農業・農村基本計画 (令和 2 年 3 月 閣議決定) (抜粋)

第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

エ 女性が能力を発揮できる環境整備

農業や地域に人材を呼び込み、また、農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしているため、認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請や補助事業等の活用を推進する。また、地域農業に関する方針策定への女性参画を推進するため、地域をリードできる女性農業者を育成し、農業委員や農協役員への女性登用などを一層推進するとともに、全国の女性グループ間ネットワークを構築する。

さらに、「農業女子プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農業者が活動しやすい環境を作る。またこれらの活動を発信し、若い女性新規就農者の増加につなげる。

◇栃木県男女共同参画推進条例 (平成 14 年 12 月 17 日 公布栃木県条例第 58 号) (抜粋)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（農林業及び家族経営的な商工業等の分野における措置）

第 13 条 県は、農林業及び家族経営的な商工業の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン推進目標に対する実績

令和2年4月時点

推進項目	ビジョン 策定時現状 (H26)	実績					目標 (R2)	備考
		(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)		
基本目標1 男女共同参画意識と行動の変革								
○男女共同参画に関する研修の実施数	50回/年	—	42回/年	39回/年	45回/年	56回/年	65回/年	
○生産組織等の男性主体組織への啓発	6組織/年	—	16組織/年	22組織/年	19組織/年	23組織/年	25組織/年	
○家族経営協定締結状況 (新規締結者数)	3,373戸 (104戸)	3,509戸 (136戸)	3,582戸 (75戸)	3,667戸 (85戸)	3,751戸 (84戸)	3,812戸 (61戸)	4,000戸	
(見直し締結者数)	(39戸)	(26戸)	(30戸)	(28戸)	(23戸)	(28戸)		
○女性農業士数	114名	107名	112名	107名	106名	99名	120名	
基本目標2 男女が共に輝く農村社会の形成								
○審議会委員等に占める女性の割合								◇目標は栃木県行政改革大綱で示された数値
県	31.1%	32.2%	31.6%	37.3%	37.3%	37.9%	40%	
市・町	23.9%	24.2%	25.32%	22.05%	23.09%	22.9%	35%	
○農業委員に占める女性の割合	13.16%	13.48%	13.69%	16.63%	19.27%	19.79%	20%	
○農業協同組合の役員に占める女性の割合	—	—	5.94%	6.65%	6.91%	6.96% (25/359)	15%	※括弧内 女性の認定 農業者数/ 認定農業 者数
総代に占める女性の割合	5.0% (285/5,784)	5.03%	4.82%	5.03%	5.12%	5.24% (303/5,787)	15%	
正組合員に占める女性の割合	19.6% (21,253/108,704)	20.6%	20.45%	20.67%	21.18%	21.35% (21,482/100,601)	30%	
(理事に占める女性の割合)	(7.1%) (22/311)	(7.1%)	(7.40%)	(8.28%)	(8.28%)	(8.30%) (24/289)		
○女性の認定農業者数	333人 (333/7,284)	415人 (415/8,045)	460人 (460/8,086)	463人 (463/8,192)	490人 (490/8,148)	501人 (501/7,925)	400人	
(経営主として認定者数)	(182人)	(226人)	(216人)	(235人)	(233人)	(218人)		
(共同申請で認定者数)	(151人)	(189人)	(244人)	(228人)	(257人)	(283人)		
(法人役員数)	(128人)	(158人)	(241人)	(207人)	(226人)	(218人)		
基本目標3 農業・農村における女性の活躍推進								
○次代を担う女性農業者研修受講者数	—	—	244人/年	249人/年	222人/年	241人/年	85人/年	
○とちぎ農業女子プロジェクト活動数	—	—	10件/年	5件/年	5件/年	5件/年	5件/年	◇延べ25件 目標



とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検討委員会設置要領

(目 的)

第1条 農業・農村における男女共同参画社会形成に資するため、とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基幹的農業従事者の約半数を占める女性の活躍の姿、社会参画の促進及び農業・農村における男女共同参画社会形成に関する事項について、幅広い観点から検討し、提案を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織し、委員は、農政部長が委嘱する。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員を代表し、会務を統括する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。なお、必要に応じて別表2に掲げる者以外の参画を求めることができる。

3 幹事会に代表幹事を置き、代表幹事には栃木県農政部経営技術課担い手育成担当主幹を充てる。

4 幹事会は、別表3に掲げる事項を検討し、委員会に報告する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、栃木県農政部経営技術課内に置く。

(その他)

第7条 この要項で定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

(附 則)

この要領は、令和2(2020)年7月1日から適用し、令和3(2021)年3月31日をもって廃止する。

別表1 とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検討委員会

	所属・団体名等	役職等	氏名
1	宇都宮大学農学部農業経済学科	教 授	西山 未真
2	栃木県農業会議	事務局次長	小倉 勝広
3	栃木県農業協同組合中央会	総務企画部長	大出 正志
4	栃木県農業者懇談会	会 長	大塚 幸八
5	栃木県農業士会	会 長	有本 孝之
6	栃木県女性農業士会	会 長	手塚 敏子
7	栃木県農村女性会議	会 長	興野 礼子
8	栃木県農村生活研究グループ協議会	会 長	石下 直子
9	J A 栃木女性会	会 長	猪野 正子
10	若手男性農業者		篠原 貴大
11	若手女性農業者		古沢 昌子
12	県民生活部人権・青少年男女参画課	課 長	中村 陽一
13	農政部経営技術課	課 長	天谷 正行

別表2 幹事会

	所属・団体名等	役職等	氏名
1	県民生活部 人権・青少年男女参画課	主幹(男女共同参画担当GL)	中村美津子
2*1	農政部 農地整備課 管理指導担当	課長補佐	山田 裕一
3	農政部 農政課 農政戦略推進室	主 査	林 大介
4	栃木県農業者懇談会	農村グループアドバイザー	関亦 初枝
5	農政部 経営技術課 技術指導班	副 主 幹	山崎周一郎
6	// 担い手育成担当	主幹(担い手育成担当GL)	上野 臣一
7	//	課長補佐	尾内 俊夫
8	//	技 師	下山 哲也

*1 第3回幹事会及び委員会のみ出席

別表3 幹事会検討事項

1	第4期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン期末検証に関すること
2	次期ビジョンの基本目標設定に関すること
3	次期ビジョンの推進方策に関すること
4	その他次期ビジョン策定に必要なこと

とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの策定に係る検討経過

年 月 日	主 な 内 容
令和2(2020)年 7月20日	第1回幹事会 県庁北別館 202 会議室 ・第4期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの進捗について ・次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの策定について
8月 3日	第1回委員会 県庁昭和館多目的室3 ・第4期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの進捗について ・次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの策定について
11月16日	第2回幹事会 県庁北別館 202 会議室 ・次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの原案について
11月27日	第2回委員会 県庁本庁舎農政部会議室4 ・次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの原案について
12月25日	第3回幹事会 県庁北別館 202 会議室 ・次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの案について
令和3(2021)年 2月 3日	第3回委員会 県庁本庁6階大会議室2 ・次期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの案について



とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検討委員会の様子